



法学の研究・教育におけるシミュレーション

檜村, 志郎

(Citation)

模擬法律事務所はロースクールを変えるか : シミュレーション教育の国際的経験を学ぶ : 第2回国際シンポジウム報告書:57-73

(Issue Date)

2006-10

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006536>



法学の研究・教育におけるシミュレーション

榎村 志郎



【略歴】

神戸大学大学院法学研究科教授。専門は、法社会学。東京大学法学部卒業後、東京大学助手、神戸大学法学部助教授を経て、現在に至る。1984年から2年間、米 UCLA にて、法学および社会学を研究。このとき、Clinical Legal Education の一部としてのシミュレーション教育に触れる。帰国後、学部で授業で10年間ほど実践。

大学院では、法動態学特殊講義、法社会学特殊講義、現代法社会学特殊講義などを担当。

はじめに

本日、私は、ある種の法学の教育と研究において、シミュレーション、模擬法律実習という手法がどのような意義をもつのかについて、考えを述べたいと思います。私は、紛争処理における社会的相互作用の研究と教育のために、それを行ってきました。私の行ってきたシミュレーションは、必ずしも一般的なものではなく、むしろかなり変わったものであると思います。

シミュレーションとは、教育の場で、法律問題についての交渉、相談、調停、判決等の実務場面を模擬的に構成して、学生に実感をもって体験させること、そしてそれを通じての学習形態を言うことにします。

本日は、そのようなシミュレーションの意義についてお話ししますが、私の興味と関心から、その意義は、とくに、私の専門とする法社会学という学問との関係が中心になります。

私は会話分析という分析手法をシミュレーションの教育と研究の基礎としてもちいてきました。会話分析は、会話というものを、1つ1つの発言を単位とする連鎖構造をもつものとみます。たとえば、人は挨拶をかわすと言いますが、挨拶は、別々の人の2つの発言から成る構造であるとみなします。2人の人が、挨拶をかわすためには、一定のルールや共通理解がなければなりません。会話には、その他のさまざまな、社会の規範的構造があらわれているのです。

私は、1984年から86年にかけてアメリカのUCLAでシミュレーションという手法に出会い、その後、1986年に法学部の「裁判論」という講義でシミュレーションを試験的に用いました。その前後の考えは、文献(1)に書いたとおりです。1992年に社会人大学院の法政策専攻が発足したことにともない、「法的交渉論」と題して、紛争シミュレーションを中心とする講義を行うようになり、これは2003年まで続けることができました。

当初は、私は、シミュレーションを記録し、教材として用いるため、音声録音を用いていました。1990年の「裁判論」からビデオカメラを利用するようになりました。本日は、その録画記録と講義資料から10個の場面をもちいます。それぞれの断片は30秒から1分程度のものです。

1 シミュレーションの素材と方法

インストラクション (指示)

通常、個別事情と共通事実を封筒に入れて、前もって個別に学生に配布します。これを、インストラクションといいます。教材配布にあたっては学生が、互いに封筒の中の情報を見せ合わないよう注意を与えます。

授業においては、交渉準備のためのシート(A4 1枚程度)を記入・提出させ、各自が、自分の準備の状況が分かるようにします。

資産家姉弟事例

場面1-10は、1994年と1997年の講義のものです。この2つは、同一の事例素材によって行ったものです。

本事例は、私が、ある研究グループとともに、実在の事件から創作したものです。

86歳の姉「春子」は、80歳の弟「夏男」から、共有物分割請求訴訟を起こされました。東京都八王子と三鷹に広い土地をもつ、かなりの資産家である姉弟は、老年になり、親代々受け継いだ八王子の土地の上になつた大邸宅に同居しており、互いに顔をあわせず話もしなくなって久しい間柄です。弟は長く家を離れて、その間姉は財産を一人で守ってきました。とくに、八王子の土地の隣家との境界紛争（未解決）でも苦労してきました。弟は遊び人であり、画家としてたつ夢を見て、邸宅と土地を分割して、自分の分を売り払い、アトリエを作りたいと思っています。姉は、弟が訴訟という手段に訴えたことを怒っています。このように、弟は、本件を財産価値の問題とみなし、姉は人間関係の問題とみなすように、インストラクションが組み立てられています。

実施方法

シミュレーションの参加者数はいろいろです。場面1-5（1994年の講義のデータ）は、受講者が全員で一度にシミュレーションを行ったものです。各当事者サイドで、各役割者の調整と、弁護士役と当事者役相互間で、事前に相談を行わせ、これもビデオに収録しましたが、個別相談場面は上映しません。場面7-10（1997年のデータ）は、役割は1名ずつで複数のシミュレーションを行ったものですが、やはり弁護士と当事者の間の打ち合わせは実施しています。

2 シミュレーションから何が見えるか

声の高さ、語りの技術

以下では、シミュレーション場面を見ていきますが、その際に、私の関心からは、どこに着目するかについて、述べたいと思います。

第1は、声の調子です。声による語りの特性は、人によりかなり違うものです。大きな声で堂々と語る人もいますが、小さく聞き取りにくい人も

います。同じ語り手でも、声を高めて語ったり、言葉を早く言ったりする等のバラエティがあります。

会話分析においては、こうした語りの特徴が、分析されます。これらは、主張に対して、強さ、弱さ、明確さなどの言語的ニュアンスの多様性を与えます。

主張の日常的構築の方法

第2は、主張の言葉による構築という現象です。

たとえば、当事者が高齢であることは、さまざまな言葉であらわすことができます。生きる時間が短いこと、残された人生の計画をたてる必要があることなどと、さまざまなパースペクティブから意味付けられます。事実は客観的なものですが、当事者は、それを主観的に解釈して主張を組み立てるのです。

発話権の配分

第3は、発話権の配分という現象、つまり、誰が、いつ話すかです。

発話の連鎖

第4は、ある発話とその直前または直後の発話との間の関係です。

紛争解決の会話は、自然には、非難と反対の応酬になっていきます。だが、他方で、紛争解決を合理的に行うためには、協動的会話が必要になります。発話の連鎖という現象に注目すると、紛争解決の会話の多様な展開やそのコントロールという現象が見えます。

以上の言語的特徴は、ジェンダー的偏見その他のステレオタイプ、法を含む制度的知識等の使用を含んでいます。私は、このことから、紛争処理における社会的権力や対立対抗関係の分析を行いたいと考えてきました。

シミュレーションと研究・教育上の関心

これらは、言語的表現の社会的作用を解析して、紛争のミクロスコピーック（微視的）な社会的構造を解明したいという、私の研究と教育の上での

関心によって、非常に狭く制約されています。

模範演技と疑似経験

これまで私は、シミュレーションは、必ずしも模範演技ではなくてよいと思ってきました。シミュレーションを通じて模範も示せますが、むしろ、疑似経験が、教育上、また、研究の上でも重要です。具体的事例の中で、悩み苦しんで、失敗することの中から、自分なりの方法を見つけることが可能であり、また重要だと考えます。もっとも、法科大学院では、もう少し模範例を示す必要があるでしょう。

3 シミュレーション事例の分析

次話者選択権

会話分析では、会話の構造や機能を解明するために、発話権の配分という現象に着目します。なかでも、次の話者が誰になるかは重要です。通常の会話では、一人の発言の終了が、ほぼ、相手の発言の開始の合図になります。しかし、多数の人が参与していたりすると、発言者の選択が問題になります。また、紛争の場面では、一般に、2者間の会話であっても、発言権のとりあいが見られます。

場面1は、当事者がそれぞれ3人ずつ、弁護士も3人ずつ、裁判官も3人いるという、集団場面です。



場面1

ビデオ場面は、参加者の顔等の個人情報を守るため、画面にソフトフォーカス処理をしています。

男1：原告代理人が3名おりますが、わたくしは、その（ ）を、代表をつとめる訴訟代理人です。よろしくお願ひします。ただいま、あの、（ ）の資料からいきますと、……東山、夏男、原告東山夏男の、ま、弁護するわけですけれども、えー、原告、は、（えー）……今現在、父が25年前に、えー、87歳で、亡くなりました際に、えー妹の…あ、姉の東山春子と、三鷹の土地と八王子の土地、家屋、それからその他の、
(57秒)

普通こうした場面を上映して、学生に何か気づいたことがないかを問います。

こうした場面では、裁判官（調停人）による発話権のコントロールが一般に重要です。しかし、ここでは、原告代理人3人の「代表」と名乗って、1人の原告側代理人が最初に発言を行っており、裁判官（中央の3人）は、それに是認を与えているように見えます。

このやり方からは、しかし、裁判官が討議のコントロールを失うという



場面2

危険が生まれていることがわかります。

場面2は、この原告代理人の発話の終わりの部分から始まりますが、そのことがあらわれます。

男1: () をしたということを東山夏男は言っておりますー原告のほうは言っております。…いちおうまあ概略としてはそういうことになっておりますが、原告のほうの、(息) いちおう、あの、主張を言っていただけますでしょうか。

男2: いや、あの一わたくしたち、わたくし、えーと、東山…なんでしたっけ (24秒)

ここでは、原告代理人は、「いちおう概略はそういうことなんです」と言って、自分の発言の終了を示します。このとき原告代理人は、裁判官のほうに目を向けています。これに対して、ビデオ記録によれば裁判官は3人とも原告代理人を見ていません。ひきつづき「原告のほう」と言い出したところで、裁判官（中央の一人）が顔を原告代理人に向けますが、そのとき原告代理人は、すでに原告のほうを向いています。原告（見られた男性）が話しはじめるのは、その結果です。

会話分析によると、まず、現在の話者が次の話者を指定します。それがなされないときには、話者となる候補者が自己選択、つまり立候補して、話し始めます。それもなされないときには、現在の話者が話し続けることができる、という規則があります。話者を選択するやり方の1つは、アイコンタクトですが、ここでは、直前の話者であった原告代理人（男1）がそれを行う優先権があります。

アメリカの調停マニュアルでは、調停人が、発話のルールを確認、管理することの重要性が指摘されていることがあります。とくに、一方の当事者にのみ、長時間話させることは、少なくとも他方当事者に、手続の不正さの感覚を与えると考えられるからです。この場面では、裁判官の和解指揮の不足ないし欠如が、手続的な不正さを作り出していることが危惧されます。

規範的主張の日常的様相

つぎに、場面3から5では、主張の日常的構築に注目したいと思います。会話分析は、発話・発言が組み立てられる方法にも注意を向けます。

場面3は同じ配置なので、発言のみを示します。

場面3

男2: ま、わたくしたち、いま、あの一あなたが86歳ですし、わたしも80ですから、もう、((強く)) いつ死ぬか、わからない状態なんですよ、((戻る)) もうすでに、あ、平均寿命、わたしたち二人は、平均寿命をこえていますので、あの一、いつ死んじゃうかわかりませんね、その、やはり、どっちが先に死ぬかわかりませんが、もし、あの一、普通男のほうに先に死ぬことに、まあだいたい寿命短いですから、先に死ぬとして、わたしが先に死んだ場合どうなるか、まあ、考えてください。あの一わたしの一、あの財産を相続するのは娘二人で、あ、娘二人いるんですけども…もし娘が、相続、相続することになった場合はですね、あ、娘は、わたしの娘はもうあんまり、()

(55秒)

この男性は、「いま、わたしたち、あなたが86歳、わたしが80ですから、〈もういつ死ぬかわからない〉」と言っています。この「いつ死ぬかわからない」という表現は、よく使われる言い回しですが、高い声で強調されていることから、何らかの意味が込められていることが分かります。

続いて使われる「平均寿命」という言葉も、興味をひきます。自己の発言を、世間の共有知識に、関連づけるものです。自己の発言が、世間の共有知識に裏付けられているという、ニュアンスが生み出されています。そして、この発言を基礎に、「私が先に死ぬ」と主張し、自己の主張の裏付けに娘の幸福という利益を動員しています。

いわゆる成句(ことわざ、または老人が「いつ死ぬかわからない」等と発言する場合のような定型的表現)の使用、表現の正確さへの考慮、カテゴリーの使用等が、注目されます。

この様相を媒介として、紛争の主張、紛争のポジションが表現され、組み立てられているという普遍的な事実があります。

ことわざ、成句等の使用は、法学の主題ではないと見えるかもしれませんが、紛争交渉の基盤をなしています。これらの発言は、いわゆる社会規範の動員行為と言えます。こうした点は、法社会学的に興味ある点になるのです。

成句の活用は、人によっていろいろです。



場面 4

女1：えーとあのーわたしもう80になりまして、ほんとにまあ、お姉さんがいろいろとまあ、今度は（ ）急なことでびっくりしたことと思うんですけども、これは（（やや強く））思いあまっただこととして、（（戻る））あのー、お……白黒つけようとかそういう気持ちはさらさらなくて、あの…思いあまったのは自分が80っていうこの歳になって、（（やや強く））やっぱり、どうしても、あの、好きな絵をかいて、一生を送らないと、あの…

(37秒)

この発言者（女性）は、姉の苦勞を理解するという発言に引き続き、「でもこれ（訴訟の提起）は、思いあまっただことである」とのべ、また「白

黒つけようという気はまったくない」と述べています。これらも成句ですが、紛争の事実を、先の男性とは、異なった角度から照らし出す発言です。「どうしても好きな絵を描いて一生を送らない」という成句的発言により、アトリエの必要性を主張しています。

以上から、紛争の事実が同一、共通であっても、その捉え方が「千差万別である」——これも成句ですが——ことが、具体的発言の様相として、理解できるでしょう。そして、このような発言の効果について、学生に討論するよう促したり、研究を進めたりすることが考えられるでしょう。

場面5は、成句による主張から、応酬という連鎖が始まった例です。



場面5

女2：さきほどあの夏男さんのほうは、いつ死ぬかわからないので、()
 ど、いつ死ぬかわからないのはわたくしも同じでして()、((強
 く)) いつ死ぬかわからないからこそ、あの、お父さんが残してくれた、
 あの家でぜひとも死にたいと思っているんです。それをあの家を取り壊
 してそこで死ぬなんていうことはわたしにはとても考えられません。86
 歳ですから、わたしもあと数年の命です、もうあと数年あの家でゆっく
 りと死ぬ準備をさせていただきたいと、そういうふうに思っています。
 …… (笑い)

女1：それはわかるんですけども、あの一お姉さんが家に愛着をもってらっ

しゃるというのは分かるんですけども、そして今の生活に50万で、ま、あの、50万ぐらいですか、まあ、100万の半分は
(1分)

ここでは、女性1の先の発言を引用して、逆手にとろうとしています。やや聞き取りにくいのですが「さきほど夏男さんのほうは、いつ死ぬかわからないので、～をしたいとおっしゃいましたけれども、(その後一部聞き取りにくい) くい死ねかわからないからこそ、お父さんが残してくれた家を守っていきたい」「あの家を壊して死ねなんて、とっても私には考えられません」と主張しています。この発言は、場面6からかなり後になって出てきたものです。また、この発言の後に、場面6の発言者との応酬が開始しています。

紛争解決において、言葉の選択が重要であることは、実務感覚の一部でしょう。

たとえば、現実の法律相談(弁護士事務所で行なわれたもの)のデータですが、ある契約の成立に関わる事実として、「会社がゴーサインを出した」と依頼人が述べましたが、弁護士は、その相談の後半になって、正式の契約の成立をささえる事実ではないという疑いをもった例があります。「ゴーサイン」という依頼人の表現が問題をはらんでいたのです。こうした現象にかかわる問題は、紛争解決における言語の明晰さという一般的問題につながります。

手続のマネジメント

場面6では、裁判官(調停人)は、原告側の主張の不十分さを指摘し、手続の主宰者としての権威を確立するとともに、原告側に発話権をふります。しかし、原告側の手元に、分割案があるのに気づくと、それを見せてくれるように要求します。1994年のデータと比較すれば、裁判官が、自己の発話を開始しつつ、その権利をいかに活用して、手続の進行方向を定めているか(そしてそれが、暗黙の内に、他の参加者の承認を得ているか)を分析することができるでしょう。



場面 6

男1：と弁論兼和解ということですね、……ま、話し合いがつくんであればつくつと、いう形にしたいと思いますが、まずちょっと原告のほう、お、これ分割請求ということで訴状を出されてるんですけど、あの、具体的に、えー、どこどこを分割するかというちょっと特定していただかないとですね……ちょっと不十分なんです請求の趣旨としては、ちょっとみせてみてください。

女1：(はい)
(33秒)

しかし、この事例は、裁判官の思うようには展開しません。発話のみを示します。

場面 7

男1：被告の方ではとくに分割案というのは

男2：え、わたしのほうでは基本的には分割…することには、反対ですので、いまの時点では。

男1：あ、反対

男2：あん、まあ ()

:(間)

男1:……ただですね、これ、いちおうもう、分割請求、うー、訴訟がもう出ておりますのでですね…えー、裁判所としてはですね、え、場合によつたら、もう判決出したいと、…思っておりますので、もし、……案がないというのであれば、えー、和解案というのをやっぱり、出して、ぜひ出して

男2:えー…したら、あの原告のやつ…、をみせ(て)

男1:((早口))そうですね

男2:いただいて、

男1:はい

男2:いいかどうかということ(を)

男1:ええ、ええ、これはもちろん((手渡す))あの

男2:((受け取る))はい

男1:原告のはこういうかたちで

(48秒)

ここでは、裁判官が被告側の分割案の提示を促したのに対して、被告側代理人が、「基本的には分割することには反対です、今の時点では」と述べます。これに対して、裁判官は、「裁判所としては、場合によつたら判決をだしたい」という、法的ルール(そのものではないが)を引用します。これは、分割の是非ではなく、どう分割するかを中心にして紛争交渉を進めたいという裁判官のもくろみを受け入れさせようという圧力の行使といえます。被告側代理人は、原告側の分割案を見せてほしいと要求することで、裁判官のめざす手続の進行にのるそぶりを見せます。

裁判官の権力——発話権とレトリックの相乗効果

場面8

男1:(ちょ) そのーげん、原告被告うーのほうはもう代理人のほうからお話があったと思いますが、えーいちおう、さい、ばん、しょとしてはですね、これは現物分割が原則です…だから現物、現物を分割するかたち、いうかたちー、が原則でありますので、えー、たとえばですねそのー、

おのおのの土地を、こうおー、半分にするかっこうで、分割すると、というのが原則なんです。…裁判所としてはですね、それはまず第1点。これはまあ、原告さんのほうはそれでいいと。それから、えー、ま、境界部分のことって言うのはこう、主張されてるんですが、え、裁判所としては、境界は、これは関知しない。できないということです。裁判、の
手続上ではちょっと（関与していかない）こちらとしてはちょっと、えー、もしその、境界の間

（52秒）

場面8（発話のみ）は、被告側が原告側の分割案を回覧した後の展開です。

ここでは、「裁判所としては」というフレーズが繰り返されているのが興味深い特徴であります。それによって、法によれば「現物分割が原則」であり、原告の分割案が法の趣旨にそうものであること、境界の争いはこの手続では争点とされないこと等の、法的ルールが説明されています。この説明は、紛争の領域を限定しようとする（narrowingと呼ばれる）紛争解決者の戦術と言えるものです。また、和解は、紛争の領域を広げるために使われる場合があると言われますが、紛争全体を和解のモードに変更しようという目的にも役立つと言えます。

つぎに場面9と10をみてみましょう。

場面9

男2：でよろしいですか

男1：はい

男2：えーっと、えー、われわれとしては、（ ）分割すること、以前の問題をまず、ま、考えてもらって、分割はしないで、ど、うー、問題解決したいと

男1：はいはい

男2：というのが基本的な方針です。

男1：はい

男2：でー うん うん、いいですかそれで

男1：はいどうぞ

男2：でー、まずわれわれとしては、えー…… ((手)) 寝たきりの父親を十年以上は看病した

男1：う、うん

男2：それから、まあ、あ、隣と一の、敷地の交渉も、やってきたと。いうことで、要するに財産をまもってきたのは、わたしたち、こちらの、側、なん、であってですね、今の時点でそういう分けてどうしようっていうこと自身、えー、ま、実は考えられないと。でー、こちらも、おー、わたしのほう、こちらも 86 歳、
(56 秒)

場面 10

男1：(おすまい) はどちらで、えーと、ほんとうこの、お住まいはどちらなんですか

男2：えーと、こちらのいまの八王子の家の (いちごろ? にね)

男1：()

男2：はい、八王子のほうに住んでいます、はいはい、で、ただ、あの、同じ家に住んでいるわけですけども。行き来はほとんどないという。

((間 約5秒))

女1：(きゅうくつ?) です。

男1：はいどうぞ

女1：はい、えーと、わけたくないという、あの、そちらは、() を主張されているということですよ

男2：はい

女1：で、えー、ちょっとこちらのほうから、どうしてあのー、分割させてくれて言う風に、ま、請求で出さしてもらったかということなんですけれども、それ以前の分ですね、ええ、まだ、あのお姉さんの、ちょっと入院されてる間に、((間))

男1：((手を挙げて)) あの、ちょっと、もうちょっと。あの、……事実関係聞いていきましょう

女1：は、はい、ええー

(59 秒)

場面9で、被告代理人は、分割をしないという前提で解決したいとの希望を述べ、財産を守ってきたのはこちらの側であるので、「いまの時点での分割は考えられない」と述べています。

場面10では、裁判官からの住所はどこかという質問に対して、一緒に住んでいるという事実がはからずも明らかにされます。ビデオ記録によれば、裁判官は沈黙し、原告代理人の発話の間、口に手を当てるジェスチャーをしています。これらは、相互行為分析上、面白い素材です。また、引き続き、夏子が入院していたという事実も出てくるので、裁判官は、発話者に対して手をあげるといった常識的ジェスチャー（「ちょっとまって」という意味）とともに、論争をいったんストップさせて、事実を明確にしようとしています。これは、かなりはっきりとした、手続の方向性の変更です。

この事例での裁判官役は、かなり法律手続に習熟しています。最初に手続をコントロールすることに成功し、あらたな事実が出てくると、手続の方向を再調整することもできるのです。

より詳細な分析を講義で行うこともあります。その場合には、発話、視線の種類・方向・対象、沈黙の秒数、発話のタイミング等を詳細に記録したものを用います。その一例は、文献(3)にあります。

4 まとめ

さて、以上を通じて、私が示したかったことは、シミュレーションが、いくつかの独特な、教育上、有益な情報を生み出すことです。また、それらは、研究上も有益であって、实地観察、実務家へのインタビューその他の社会学的調査手法とシミュレーションを組み合わせるならば、多くの研究上の興味深い主題の追求に役立つことでしょう。

本日、私は、模擬実習の記録が、教育と研究とに利用可能であることを、事例で示そうと試みました。私の試みは、個人的なものであり、また、法社会学という狭い枠の中で行ったものにすぎません。会話の詳細にこだわるといふ会話分析の方法を用いることについては、異論もあるに違いありません。私は、紛争の研究と教育にとって有益であると信じています。私

の示した例は、1つの例にすぎません。

また、私の方法は、法的規範よりも社会的規範の作用の解明に主眼をおいているから、法科大学院においては、より実務家が必要とする能力や技能に即した見地から、何をどう教えるかについて、さらに広い視点から、ほりさげた検討が必要でしょう。

模擬実習に技能訓練の目的しか見いだせない人がおり、しばしば、実務感覚は実務を積み重ねることからしか得られないと言います。私はそれは誤りであると思います。適切な方法論を用いることで、実技や実務のほとんどの側面は教えうるものだと考えます。少なくとも、そうであるかどうか、真剣に議論されてよいでしょう。

模擬実習をどう教育に利用できるか、また、その方法論はどうあるべきか、また、そのような教育を支援する制度的枠組みがどうあるべきか、多くの議論するべき問題があります。これらについて、関西学院大学を中心に、今後大いに議論が進められていくことを期待したいと思います。

※発言部分に（ ）が使われていますが、（ ）は、その部分が聞き取りにくいという意味で、（ ）に言葉が入っているものは、聞き取りにくいとその言葉のように聞こえるというものです。録音状態が悪く聞き取りにくい部分があり、このような表記としました。

【参考文献】

- (文献1) 榎村志郎「アメリカにおける新しい法学教育とその応用—調停と交渉の臨床的教育」『法学教室』91号 28-32頁 (1987)
- (文献2) 榎村志郎「視線と法廷」山崎敬一=西阪仰編『語る身体・見る身体』ハーベスト社、186-207頁 (1997)
- (文献3) 榎村志郎「合意の観察可能性」井上治典/佐藤彰一編『現代調停の技法』判例タイムズ社、294-307頁 (1999)